

国 地 契 第 94 号  
国 官 技 第 305 号  
国 営 計 第 170 号  
平成 15 年 3 月 10 日

国 会 公 契 第 68 号  
国 官 技 第 416 号  
国 営 計 第 168 号  
国 営 整 第 229 号  
国 北 予 第 85 号

最終改正 令和 3 年 3 月 31 日

各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿  
企 画 部 長 殿  
営 繕 部 長 殿

大 臣 官 房 地 方 課 長  
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長  
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長  
( 公 印 省 略 )

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 10 条に  
関する手続について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）第 10 条に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実（以下「10 条通知事実」という。）を公正取引委員会に対し通知する場合の手続については、下記により取扱われたい。

記

1 通知

工事について入札談合に関する情報があった場合又は職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、「公正入札調査委員会の設置等について」（平成 15 年 3 月 10 日付け国土交通省地契発第 92 号。以下「設置等通達」という。）に規定する公正入札調査委員会での調査審議の結果、10 条通知事実該当するとされた場合は、入札契約適正化法第 10 条に基づき、公正取引委員会に対し引き続き適切に通知を行うこととする。

2 通知の手続き

従来より、10 条通知事実がある場合、設置等通知にしたがって公正取引委員会

に通知してきているところであるが、特に、入札の取り止め又は無効、契約の解除等（以下「入札の取り止め等」という。）に至る場合には、当該工事を所管する地方整備局長は、別記様式により、公正取引委員会事務総局地方事務所長（関東地方にあっては事務総局審査局管理企画課長）に対しその事実を通知するものとする。入札の取り止め等について、個別に疑義のある場合には事前に本省会計課まで協議されたい。

なお、公正取引委員会の窓口は、公正取引委員会事務総局地方事務所審査課（又は第一審査課、関東地方にあっては事務総局審査局管理企画課情報管理室）である。この場合、各地方事務所の管轄区域に注意すること。

### 3 本省への連絡

上記2の地方整備局長からの通知と同時に、当該地方整備局総務部長から本省大臣官房会計課長へ当該を報告するものとする。

以上の手続についてのフローを参考までに別紙に示す。

別記様式

(用紙 A 4)  
番 号  
年 月 日

公正取引委員会事務総局  
地方事務所長 殿

又は  
公正取引委員会事務総局  
審査局管理企画課長 殿

〇〇地方整備局長

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 10 条の通知について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 10 条に基づき、下記の通り通知する。

記

1. 談合情報報告書 (写)
2. 事情聴取書 (写)
3. 誓約書 (写)
4. 工事費内訳書
5. 入札書
6. 入札調書 (写)
7. 入札に関する連絡 (無効、延期、取消し)
8. その他関連資料
9. 法第 10 条に該当すると疑うに足りる事実について
10. 本件連絡先

※該当する資料を添付すること

(参考) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に関する  
手続きについて (入札の取り止め等に至る場合)

(疑義の事実の把握)

公正入札調査委員会

(報告)

整備局長 窓口:整備局契約課→企画部、事業担当部等合議

(通知;地方整備局長名)

(報告;官房会計課長宛)

\* 3課長通達  
による

窓口:官房会計課→技術調査課

・公正取引委員会事務総局地方事務所  
窓口;審査課(又は第一審査課)  
又は  
・公正取引委員会事務総局審査局管理企画課  
窓口;情報管理室

発注者における指名停止等の措置の検討:本省協議